

平成31年度

教育行政執行方針

余市町教育委員会

I はじめに

平成31年第1回定例会の開会にあたり、余市町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、急速に進む人口減少や少子高齢化に加え、国際化の進展、情報通信技術の発達などが、社会の様々な領域に影響をもたらす中、人々の個性や能力を伸ばし、地域を支える人材を育成することが、教育の重要な役割です。

教育の根幹は、「人づくり」であり、本町の未来を担う人材を育てるための重要な基盤であります。新しい時代を切り拓くための問題解決能力と柔軟な思考力を兼ね備え、一人ひとりが地域社会の一員として、自らの知恵と行動力を発揮して、心豊かに互いに支え合うことができる人材の育成が重要です。

II 基本方針

学校教育では、子どもたちに基礎・基本となる知識や技能をしっかりと身に付けさせるとともに、子どもたちの個性や能力を最大限伸ばし、社会で生きる力を養うため、豊かな心、健やかな体を育むよう調和のとれた教育活動の充実に努めます。

また、学校・家庭・地域が互いに連携・協力しながら、さまざまな課題の解決にあたり、社会全体で子どもたちを守り育む環境づくりに努め、子どもたちの確かな成長をもたらす教育を推進します。

社会教育では、生涯学習社会の実現のため、各施設の機能を有効に活用することにより、学び続けることができる機会の提供に努めます。

また、町民が生涯を通して生きがいをもって学び、習得した成果が、地域貢献に繋がる環境づくりに努めます。

以下、余市町教育委員会として、7つの重点目標を掲げ、教育行政の充実と発展に取り組みます。

Ⅲ 重点目標

1. 生きる力、学ぶ意欲を育む学習指導の充実

変化の激しい社会において、子どもたちが自立し、たくましく生きていくために必要な力を身につけるためには、基礎的・基本的な学力を習得し、それらを活用して課題を解決するための確かな力を育むことが極めて重要です。

児童生徒の学力や学習状況を把握し、その分析と課題の検証を行い、子どもたちが分かる喜びを実感できるよう授業改善を行うとともに、きめ細かな指導や支援の充実に努めます。

また、学校と家庭が互いに連携しながら、望ましい生活習慣と学習習慣の定着に取り組みます。

学校生活や学習上において「困り感をもった児童生徒」さらには、「通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒」に対し、個に応じたきめ細かな教育活動を支援するため、引き続き、学習支援員等を配置します。

特別支援教育につきましては、各学校の特別支援教育コーディネーターを中心に教職員全体の共通理解のもと関係機関との連携を図りながら、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と支援を行います。

外国語教育では、引き続き、外国語指導助手を各小中学校に配置し、「生きた英語」による児童生徒のコミュニケーション能力と国際感覚の養成に努めます。

I C T教育につきましては、情報活用能力を育成する教育が求められており、I C T機器を活用して、課題を解決する力を育成するとともに、児童生徒の主体的な学習活動への参加や、学習意欲、思考力、判断力などの育成に向け情報機器の充実を図ります。

学校運営につきましては、学校評議員会や学校評価制度の活用を図り、学校だよりや教育活動の地域公開などを通して、保護者や地域住民への情報提供を行うとともに、地域に根ざした教育活動の充実に向け学校運営協議会制度の確立に努めます。

また、小中学校の連携を強化し、教育の連続性の確保に向け、学校間の情報交流の促進を図ります。

教育の質を確保する観点から、教職員が児童生徒一人ひとりに向き合う時間をより多く確保する学校体制の整備に努めます。

さらには、教職員の各種研修会への参加を促進し、学校組織の活性化と教職員の実践的指導力の向上に努めます。

2. 思いやりと自ら律する心を大切にする生徒指導の充実

本町の未来を担う子どもたちが、自らの存在感と将来に対する夢や目標をもち、心身ともに健康で豊かな生活を送るための望ましい生活習慣や社会性を身につけることが必要です。

また、良好な人間関係を構築するため、互いを尊重し、ともに支え合う思いやりの心や倫理観と規範意識をもち、自分の生き方を主体的に考えることができる力を育成することが重要です。

生徒指導は、児童生徒との信頼関係が最も大切であり、心が通いあう人間関係を構築し、児童生徒が自信や誇りをもち、自ら考え行動する力の育成に努めます。

不登校の問題につきましては、児童生徒や家庭の抱える問題を解決するため、引き続き、スクールカウンセラーを配置し、早期にその実態や要因を的確にとらえるとともに、関係機関と連携を図り、相談支援体制の充実に取り組めます。

また、不登校児童生徒に対する教育的ニーズに対応するため、引き続き、適応指導教室を開設するとともに、通級する児童生徒の学校復帰に向けた支援を行います。

いじめ問題につきましては、余市町子どものいじめ防止条例に基づき、子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりを総合的に推進します。

また、「いじめの実態調査アンケート」等の結果を活用するとともに、いじめを絶対に許さない環境づくりを学校運営の根幹に位置付け、保護者との連携強化を図り、いじめの早期発見と早期解決に向けて取り組めます。

体罰の問題につきましては、いかなる場合においても許されるものではなく、教職員による体罰や体罰と感じさせるような不適切な指導が行われないよう教職員の意識改革を促進するとともに、児童生徒が充実した学校生活を送るために適切な生徒指導の確立に努めます。

3. 生命を尊ぶ心を大切にする健康・安全教育と教育環境の整備充実

子どもたちが心身ともに健やかに成長するためには、自分の生き方を主体的に考えることができる力を育成するとともに、命の大切さを自覚し、思いやりの心を培いなが

ら、心身をたくましく鍛え、健康で安全な生活を送るための資質を育むことが大切です。

非行防止や犯罪被害に遭わないために学校における「指導体制や相談体制の強化」、「危険回避に関する教育など防犯教室の開催や防犯訓練の実施」、「性や薬物乱用防止に関する指導」、「インターネットの利用に関する情報モラル教育」の充実を図るとともに、保護者や地域住民への情報提供や啓発活動を行い、連携強化を図ります。

交通安全につきましては、安全マップを活用した意識啓発や交通ルール等の指導を徹底し、関係機関と緊密な連携を図り、通学路における児童生徒の安全確保に努めます。

学校は、児童生徒が安心して学ぶことができる環境であることが求められます。引き続き、学校設備の適切な維持管理を行うとともに、安全の確保に努めます。

学校保健では、児童の歯の健康づくりのため、本年度も継続して小学校においてフッ化物洗口を実施します。

学校給食につきましては、学校給食調理場の衛生管理を徹底し、安全で安心な給食の提供に努めます。

また、地場産品を学校給食の生きた教材として活用することにより、地産地消の推進と子どもたちに食の重要性に関する理解を深め、食育を通じた望ましい食習慣を養うための指導に努めます。

学校図書館につきましては、学校図書の実充実とあわせ、ボランティアによる読み聞かせの支援と余市町図書館との連携により、学校の要望に沿った図書の貸出しや出前図書館の活用を図ります。

教材教具につきましては、教育課程において必要となる教材備品の計画的な整備に努めます。

子育て・教育支援の一環として、教育にかかる経済的支援を継続し、均等な教育機会の確保に努めます。

4. 地域貢献に向けた学習機会の提供

生涯学習社会の実現には、町民が生涯にわたり学習することができる機会を有し、習得された成果が地域社会に活かされ、生きがいをもって活躍できることが重要です。

成人教育につきましては、人間性・社会性を豊かにし、充実した生活を送ることができるよう、自己啓発に向けた学習機会の提供に努めます。

高齢者教育につきましては、生きがいづくりとなる学習機会の提供と、豊富な経験や知識を地域に貢献できる環境づくりに努めます。

5. 青少年の健全な育成に向けた環境づくり

青少年の健全な心身と豊かな心の育成には、創造性や協調性などを身に付けることが必要であり、家庭・学校・地域の連携により、様々な体験を通して健やかな成長を育む良好な環境づくりが大切です。

障がいのある子どもたちを対象とした、交流体験活動を継続実施するとともに、関係団体と連携し、ボランティアの養成とあわせて、交流機会の提供に努めます。

放課後子ども教室につきましては、安全で安心な活動拠点を確保し、学校や地域住民との連携を進めながら、体験活動や学習機会の提供に努めます。

家庭教育につきましては、子どもとのふれあい事業や親子での体験事業に取り組むとともに、関係機関と連携し、子育てや学習機会に関する情報の提供に努めます。

6. 芸術文化活動の振興と文化財の保存と活用

芸術文化活動は、町に活力と潤いをもたらす源であり、歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産である文化財や郷土資料を継承することが大切です。

中央公民館につきましては、利用しやすい運営に努めながら、文化協会や公民館サークル等と連携し、発表や鑑賞、創作機会の充実に努めます。

図書館につきましては、「子どもの読書活動推進計画」に基づき、学校図書館、関連団体及びボランティア等と連携を図りながら読書普及活動を推進していくとともに、地域の情報拠点として魅力ある図書整備の継続に努めます。

伝統文化や郷土の歴史を次世代に伝えていくため、文化財施設の適切な管理を行うとともに、本町の豊かな文化資源を活用した事業活動の活性化に努めます。

7. 体力向上と健康増進のためのスポーツ活動の振興

生涯にわたり健康で充実した生活を送るため、スポーツを通して体力向上と健康増進を図る環境づくりが大切です。

子どもたちがスポーツの楽しさを体験できる機会を提供するとともに、スポーツ関係団体と連携し、環境整備や体験事業の実施により、子どもたちの体力向上に努めます。

豊かで健康的な日常生活を送るため、スポーツ活動を奨励するとともに、スポーツ関係団体や指定管理者と連携し、社会教育施設を有効活用することにより、スポーツの振興と健康増進に努めます。

IV むすび

以上、平成31年度の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げました。

余市町教育委員会としては、家庭、地域、関係機関と連携を図りながら、本町の未来を担う子どもたちの健やかな成長を願い、確かな学びや豊かな心を養成し、町民一人ひとりが生きがいを感じながら学び続け、心豊かな人生を送ることができる生涯学習の町をめざし、教育行政の発展に全力で取り組みます。

議会議員各位ならびに町民皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。